

## ときの話題

# 新しい農業基本法の制定をめぐつて

## —農水省の研究会とJA討議原案の考え方—

北海道大学農学部

教授 太田原 高昭

### 1 現実とかい離してきた

#### 農業基本法



農水省の諮問機関である「農業基本法に関する研究会」（座長・荏開津典生・葉經濟大学教授）が九月一〇日に報告書を大原農相に提出し、農水省はこれを受けて「新基本法検討本部」を設置し、新しい基本法策定への動きが本格化することになった。

現行の農業基本法は一九六一年に制定され、それから三五年の歳月が流れている。この間に日本農業をめぐる状況は大きく変化し、

かなり以前から農業基本法の改定が必要だと指摘があった。政府は平成六年一〇月の「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」において、「農業基本法に代わる新しい基本法の制定に向けて検討に着手する」とし、七年九月に「農業基本法に関する研究会」を発足させ、今回の報告を受けて平成一〇年までに新しい基本法を策定するとしている。

現行基本法をどのように総括し、新しい基本法をどのように構想するかは二一世紀の農業のあり方に直接かかわるだけに、今回の報告書の内容が気になるところである。

報告書はまず「農業基本法が予想していた事態をはるかに超える経済社会の変化が進むにつれ、現実とかい離が徐々に進み、同法は現実の施策のあり方の指針たり得なくなつた」として新たな基本法の制定の必要性を確認している。

報告書はさらに「新たな基本法の制定に向けた検討に当たって考慮すべき視点」として、次の八項目を掲げている。(1)食糧の安定供給の確保、(2)食品産業の活性化、(3)消費者の視点の重視、(4)新しい農業構造の実現、(5)自由な経営展開の推進、(6)農業経営の安定の確保、(7)農業の有する多面的機能の

▶太田原 高昭  
(おおたはら たかあき)さん

位置付け、⑧農村地域の維持・発展。

## 2 論点の整理に終わった

### 研究会報告

いずれも新しい基本法の検討にとつての基本的な視点であることには疑いないが、問題はその内容である。これらのひとつひとつの項目についてはこれまで多くの論議があつた。この研究会の報告書の特徴は、これらの項目について「つづる」という明確な指針を打ち出すのではなく、それをめぐつてどのような考え方があるのか、意見の対立点はあるのかなど、論点整理にとどめていることである。

その全部を紹介する余裕はないが、たとえば①の食糧の安定供給に関しては、価格が相対的に安い海外農産物の輸入を拡大する方が、国民经济的に有利であり国内農業生産を基本にして考える必要はないという意見と、ある程度の国民負担を行いつつ可能な限りの国内

生産の維持・拡大と食糧供給力の確保を図つていく必要があるという意見とを、両論併記的に紹介しており、どちらかに軍配を上げてゐるわけではない。

注目されていたデカップリング（直接所得補償）の導入についても、⑧の項目の中で「国民の負担の形態については、国境措置等により農産物の国内価格を支持する消費者負担型と、政府から農業者に対する直接的な財政支出により農業者の一定の所得を確保する財政負担型とに分けられるが、こうした国民負担のあり方についても十分な論議を行う必要がある」と今後の論議にゲタを預けたかたちになつてゐる。

国内農業の位置付け、それに対する政府の支援のあり方についても、ガット・ウルグアイ・ラウンドの期間中みられた世論を「分するような激しい議論がいまだに尾を引いており、早急に国論が統一される状況には確かにない」。報告書はその対立点を各論にアフレイフ・ダウンとして提示し、「国民的合意の形成を」とよびかけるかただ

ちをとつてはいるのだが、そこに物足りなさを感じるのは私だけではあるまい。

## 3 「共生」の理念をかかげる

### 農協陣営

一方系統農協は、昨年の第10回JA全国大会で「食糧・農業・農村に関する新たな基本法」の制定を求める運動の展開を確認し、その一環として今年五月にJAグループの考え方の中間取りまとめとして「共生・均衡ある発展をめざして」という文書（組織討議資料）を発表している。

この文書の特徴は、新しい基本法に求められる理念は何かという論点を強く打ち出している」として、その全部を紹介する余裕はないが、たとえば①の食糧の安定供給に関しては、価格が相対的に安い海外農産物の輸入を拡大する方が、国民经济的に有利であり国内農業生産を基本にして考える必要はないという意見と、ある程度の国民負担を行いつつ可能な限りの国内

「共生」をキーワードとして農業・農村問題についての国民的合意を獲得し、それを新しい基本法の土台にしようというのが系統農協の戦略であることがうかがえる。

政策の基本方向としては、世界的食糧不足の中での輸入依存の危険性を強調し、国内生産を食糧供給の基礎とする」と、そのためには国内農業の生産目標を設定することを提言している。農業の扱い手については特定の階層やタイプに頼るのでなく、「多様な扱い手による役割分担」というビジョンを打ち出している。扱い手の所得確保の道はやはり価格政策に重点があがれており、中山間地など「極度に条件不利な地域」に日本型のデカップリングの導入を検討するとしている。

生産者の側の主張が体系だって示されているといえるが、それだけで「国民的合意」を形成できるとは思えない。カギをきくのはおそらく地方自治体であろう。

北海道のような農業県がいかに具体的な施策を中央に先んじて展開するかが重要になつてゐる。かなり抽象的ではあるが、